

平成 21 年度「省エネルギー計測監視等推進事業」  
 公募説明会（回答訂正および保留分）質問と回答

会場での回答を訂正するもの

区分	質問	訂正回答
経費	<p>公募要領 p4,1-2(3)補助対象経費について、BEMS がすでに 13 カ所ほど導入されているが、なかなか分析がうまくいかない。省エネ診断費と通信費のみ補助してもらおうのは可能か。</p> <p>その場合、費用の書き方はどうすればよいか。</p>	<p>今回の補助事業は、新に設置するエネルギー計測機器と省エネ診断を併せて実施する事業のため、<b>エネルギー計測機器を新に設置することが前提</b>となります。ただし、既に設置しているエネルギー計測機器があるときには、<b>新たに設置するエネルギー計測機器が補助対象</b>となります。この場合は、積算内訳に既設設備と注釈をつけて下さい。</p>
経費	<p>公募要領 p4-5,1-2(3)補助対象経費について、ASP のみを入れる場合、機器を取り付けず通信費のみ発生する場合でも経費計上は可能なのか。</p>	<p>新にエネルギー<b>計測機器を全く設置しない場合は、今回の補助対象ではありません。</b></p>
申請	<p>計測装置をつけずにデータの読み取りもしくは売買記録だけでも「見える化」ができればよいということによいか。</p> <p>その場合、公募要領 p1 にあるような、時刻別負荷を計測することができないが。</p>	<p>エネルギー計測装置を<b>全く設置しない場合は、今回の補助対象ではありません。</b></p>

### 会場での回答を保留した質問に対する回答

区分	質問	回答
申請	公募要領 p2,1-2(2)②補助対象事業者の種類について、建築主等と省エネ診断事業者の共同申請の場合、事前に請負契約を結んでいてもよいのか。その場合、公募要領 p6 の下から 4 行目「省エネ診断事業者への発注、契約は補助金交付決定後」というのはどう理解すればよいか。	省エネ診断事業者と建築主等が共同申請される場合には、申請時点で契約関係が成立していてもかまいません。 公募要領の p6 の⑥1) 省エネ診断事業者の選定は、建築主等のみの申請、あるいは建築主等とリース事業者との共同申請の場合を想定しています。
申請	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、建築主等が機器をリースにするか決めかねている場合、リース事業者を入れずに申請し、採択後にリース事業者を入れることはできるか。	採択後にリース事業者を共同申請者とすることは可能です。ただし、交付規定の様式 4 「計画変更承認申請書」を提出いただく等の手続を経て、計画変更が承認されれば可能です。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、リース契約の契約年数が法定耐用年数と同じである必要はあるか。必ずしも法定耐用年数と契約年数は同一ではないため、縛りがあるかの確認である。	税務上の適正リース期間であれば、法定耐用年数と同じである必要はありません。なお、補助金の請求書を提出し、国庫補助金を受取った者は、財産処分の制限がかかりますのでご注意ください。
事業内容	今回設置した計測機器が、3 ヶ年の事業期間後、法定耐用期間内に店舗の閉店等により撤去された場合どうなるのか。	所定の手続きにより補助金を返還する必要があります。
事業内容	計測機器を設置して 3 年目以降に建築主等が測定をやめて機器を撤去した場合、補助金の返還があるとのことだが、導入期間のしぼりがなくなっても返還義務があるのか。	取得財産等の処分を制限する期間は法定耐用年数です。法定耐用年数経過前に機器を撤去した場合には、補助金の返還が必要となります。
事業内容	公募要領 p6,1-2(3)⑤リースについて、共同申請の場合、リース期間は 3 年間となるのか。	税務上の適正リース期間として下さい。

区分	質問	回答
事業内容	補助事業でデータが蓄積されるが、データの所有権はどうなるのか。補助事業ではない場合は実施者になることがある。	文書として提出された報告書等の所有権は国となりますが、収集したデータはユーザーのものとなります。
事業内容	例えば補助事業の3年間に80店舗中3店舗を閉鎖した場合、3店舗分の補助金を返還すればよいのか。	機器等の売却額に準じて、所定の手続によって補助金を返済する必要があります。
事業内容	例えば3店舗閉鎖したが、3店舗新設し、閉鎖店舗の機器を流用する場合にはどうなるか。	基本的には3年間は計測義務があり、移動不可です。万が一、3年以内に機器を移動する場合には、エネ庁と相談して対応します。
事業内容	例えば補助事業によって削減が確認されたエネルギーをCO2排出権として売買した場合、利益として計上する必要があるか。	「見える化」そのものには省エネ効果はないため、利益として計上する必要はありません。
事業内容	中小工場の定義を教えてください。	面積等による大中小の区分を数値的には設けておりません。 なお、中小工場を本補助事業の対象とした考えは以下の通りです。 ①省エネ法改正により、新たにエネルギー使用量の把握と管理の対象となった小規模工場を計測対象施設としたい。 ②本補助事業を円滑に遂行するに足りる経営基盤は有しているが、省エネ計測機器や省エネ診断に対する投資を積極的に行うには至っていない中小企業の工場に対し補助を行いたい。 ③生産部門と事務所等の業務部門が同一の施設内に併設されているような小規模の工場に対し、生産部門を含めたエネルギー計測、省エネ診断を実施したい。 上記の考えに従い、本事業においては中小工場の要件を数値的に設定しないことが妥当であると考えました。

